

については、所得税を課さない。

2 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は同法附則第二条第一項の給付の支給を受ける者その他の財務省令で定める者（平成二十五年の所得が同法第五条第一項に規定する政令で定める額以上である者その他の財務省令で定める者を除く。）に対して市町村又は特別区から給付される給付金で、消費税率の引上げに際しての児童の属する世帯への経済的な影響の緩和等の観点から給付されるものとして財務省令で定めるものについては、所得税を課さない。

第四十一条の九第四項中「と、「（同法」とあるのは「（所得税法」）を削る。

第四十一条の十の見出し中「給付補てん金等」を「給付補填金等」に改め、同条第一項中「給付補てん金、」を「給付補填金、」に、「給付補てん金等」を「給付補填金等」に改め、同条第二項中「所得税法第一百六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者」を「恒久的施設を有する非居住者」に、「給付補てん金等」を「給付補填金等」に、「その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられない」を「所得税法第一百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当しない」に改め、同条第三項中「給付補てん金等」を「給付補填金等」に改める。

第四十一条の十一（見出しを含む。）中「給付補てん金等」を「給付補填金等」に改める。

第四十一条の十二第四項中「と、「（同法」とあるのは「（所得税法）」を削り、同条第七項第三号中「を除く」を「その他政令で定めるものを除く」に改める。

第四十一条の十二第六項第一号ニを次のように改める。

二 利子が支払われる公社債で、その発行価額として財務省令で定める金額の額面金額に対する割合が財務省令で定める割合以下であるもの

第四十一条の十二第六項第三号イ中「が国内において」を「の恒久的施設を通じて」に改め、同条第七項中「と、「（同法」とあるのは「（所得税法）」を削る。

第四十一条の十三第五項中「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を「所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に改める。

第四十一条の十三の二第一項中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に、「帰せられるものその他の政令で定めるもの」を「係るもの」に、「第一百六十一条第一号に規定する国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」を「第一百六十一条第一項第二号に掲げる国内源泉所得」に改め、同条第二項中

「特例）」と「の下に」「係るものに限る」とあるのは「係るものに限るものとし、同法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の償還金（同条第一項第一号に掲げる償還金をいう。以下この項において同じ。）に係る差益金額（同条第六項第三号に規定する差益金額をいう。以下この項において同じ。）を含む」とを加え、「（同条第一項第一号に掲げる償還金をいう。以下この項において同じ。）及び「（同条第六項第三号に規定する差益金額をいう。第一号において同じ。）」を削り、「同条第三項」を「同項」に改め、「と、同項第一号中「係るものに限る」とあるのは「係るものに限るものとし、租税特別措置法第四十一条の二第六項第一号に規定する割引債の償還金に係る差益金額を含む」」を削る。

第四十一条の十三の二第五項中「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を「所得税法第一百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に改め、同条第七項第四号中「第一百六十二条に規定する条約」を「第一百六十二条第一項に規定する租税条約」に改め、同条第十三項中「特定振替割引債の発行者」を「特定振替割引債（第七項第七号に規定する振替国債又は同号に規定する振替地方債に該当するものを除く。）の発行者」に改める。

第四十一条の十四第二項第五号中「及び第九十五条」を「第九十五条及び第百六十五条の六」に、「第九十五条中」を「第九十五条及び第百六十五条の六中」に改める。

第四十一条の十五の三第一項中「第一百六十五条」を「第一百六十五条第一項」に、「同項」を「同法第三十五条第四項」に改め、同条第三項中「第一百六十一条第八号口」を「第一百六十一条第一項第十二号口」に改める。

第四十一条の十八第一項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十九第一項中「第一百六十五条」を「第一百六十五条第一項」に改め、同項第二号中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第三十七条の十三第一項第五号に掲げる指定会社 当該指定会社により発行される株式

第四十一条の十九の四の次に次の一条を加える。

(国外所得金額の計算の特例)

第四十一条の十九の五 居住者の平成二十九年以後の各年において、当該居住者の所得税法第九十五条第

四項第一号に規定する事業場等と同号に規定する国外事業所等（以下この条において「国外事業所等」という。）との間の同号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該居住者の各年分の同法第九十五条第一項に規定する国外所得金額の計算上、当該内部取引に係る収入すべき金額が過大となるとき、又は損失等の額（当該内部取引に係る同法第三十七条又は第三十八条に規定する必要経費に算入すべき金額に相当するもの又は資産の取得費に相当するものとして政令で定める金額をいう。）が過少となるときは、当該居住者のその年分の同項に規定する国外所得金額の計算については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

2 前項に規定する独立企業間価格とは、内部取引の対価の額とされるべき額について第四十条の三第二項に規定する方法に準じて算定した金額をいう。

3 国税庁の当該職員又は居住者の納稅地の所轄稅務署若しくは所轄國稅局の当該職員は、居住者が第十項において準用する第四十条の三第三項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該居住者の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間

価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該居住者の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

4 国税庁の当該職員又は居住者の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

5 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

- 二 第三項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

- 8 法人（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

- 9 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

- 10 第四十条の二の二第三項及び第十一項から第十六項まで並びに第四十条の三の四の規定は、国外事業

所等を有する居住者の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十条の三の二第三項	第一項に	第四十一条の十九の五第一項に
第四十条の三の二第十 一項	所得税法第百六十四条第一項第一号 イに掲げる国内源泉所得につき同法 第一百六十五条第一項の規定により同 法第二十二条の規定に準じて計算し た金額又は同法第二条第一項第二十 五号に規定する純損失の金額につき 同項第四十三号	所得税の額から控除する金額につき 所得税法第二条第一項第四十三号
第四十条の三の二第十一 同項の		
第四十一条の十九の五第一項の		

				第四十条の二の三第十 及び租税特別措置法
二項				九の五第十項（国外所得金額の計算 の特例）において準用する同法
五項	第四十条の二の三第十 項	第四十条の二の三第十 二項第一号及び第十三 立企業間価格	又は租税特別措置法 又は租税特別措置法第四十一条の十 九の五第十項において準用する同法	及び同法第四十一条の十九の五第十 項において準用する同法
五項	租税特別措置法	内部取引価格を第一項に規定する独 立企業間価格	第四十一条の十九の五第一項に規定 する内部取引の対価の額とした額を 同項に規定する独立企業間価格	例）において準用する同法

							第四十条の三の三第十 六項
第四十条の三の四第一 項	当該非居住者に係る条約相手国等の 権限ある当局	、当該非居住者	、当該居住者	に所在する との	に居住者とされる の事業場等との	非居住者の恒久的施設と当該非居住 者	居住者の第四十一条の十九の五第一 項に規定する事業場等と当該居住者 の同項に規定する国外事業所等
第四十条の三の四第四 項	第四十条の三の四第一項（ 第四十条の三の四第一項）において準 用する同法第四十条の三の四第一項	國税庁長官		に規定する に規定する	に係る第一項に規定する に係る第四十一条の十九の五第一項		
	第四十一条の十九の五第十項（国外 所得金額の計算の特例）において準 用する同法第四十条の三の四第一項						

第四十条の三の四第六項	第四十条の三の四第一項の 第四十一条の十九の五第十項において準用する同法第四十条の三の四第一項の	第四十一条の十九の五第十項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第四十条の三の四第一項（	第四十一条の十九の五第十項において準用する同法第四十条の三の四第一項の
猶予）又は 猶予の要件等）、 猶予）の規定又は	第四十条の三の四第一項の 第四十一条の十九の五第十項において準用する同法第四十条の三の四第一項の	第四十一条の十九の五第十項において準用する同法第四十条の三の四第一項の	第四十一条の十九の五第十項において準用する同法第四十条の三の四第一項の

若しくは租税特別措置法

若しくは租税特別措置法第四十一条の十九の五第十項において準用する

同法

含む。）又は租税特別措置法

含む。）又は租税特別措置法第四十一条の十九の五第十項において準用

する同法

11 第三項の帳簿書類（その写しを含む。）の留置きに関する手続その他第一項、第二項、第四項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の二十一第一項中「行う事業につき国内に恒久的施設を有する非居住者又は国内に恒久的施設を有する外国法人に該当する」を「恒久的施設を通じて事業を行う」に、「所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者に該当する者又は法人税法第百四十二条第四号に掲げる外国法人に該当する法人」を「当該投資組合契約に基づいて行う事業につき恒久的施設を有しないもの」に改め、同項第五号中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に、「第一百六十四条第一項第四号」を「第一百六十二条第一項

第一号」に、「非居住者」を「国内源泉所得」に、「第一百四十二条第四号」を「第一百三十八条第一項第一号」に、「外国法人に該当する」を「国内源泉所得を有しないこととなる」に改め、同条第三項中「第一百六十一条第一号の二」を「第一百六十一条第一項第四号」に改め、同条第七項中「第一百六十一条第一号の二」を「第一百六十一条第一項第四号」に、「第一百六十一条に」を「第一百六十一条第一項に」に改め、同条第九項中「第一百六十五条」を「第一百六十五条第一項」に、「第一百六十一条」を「第一百六十一条第一項」に改め、「に係る所得の金額」を削る。

第四十二条第一項中「第一百六十一条第二号に規定する」を「第一百六十一条第一項第六号に規定する」に、「第一百六十二条に規定する条約」を「第一百六十二条第一項に規定する租税条約」に改め、同項第一号中「第一百六十一条第八号」を「第一百六十一条第一項第十二号」に改め、同項第二号中「第一百六十一条第二号」を「第一百六十一条第一項第六号」に改め、同条第二項第一号中「〔同項〕」を「〔第二百十二条第一項〕」に改め、同項第三号中「第一百六十一条第八号」を「第一百六十一条第一項第十二号」に改め、同条第三項中「第一百六十一条第二号」を「第一百六十一条第一項第六号」に改める。

第四十二条の二第一項中「第一百六十一条第六号」を「第一百六十一条第一項第十号」に、「同条第六号」

を「同条第一項第十号」に改め、同条第二項第一号中「第一百六十二条に規定する條約」を「第一百六十二条第一項に規定する租税条約」に改め、同条第三項中「その者の国内において行う事業に帰せられる」を「法人税法第一百四十二条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に改め、同条第八項中「所在地の」を「所在地その他の財務省令で定める事項の」に改める。

第四十二条の二の二第一項中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に改め、同条第二項中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に改め、「税務署長」の下に「（次項において「所轄の税務署長」という。）」を加え、同条第三項中「第一項」を「第一項又は前項」に、「前項」を「第二項」に、「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に、「第三十七条の十四第十七項から第二十一項まで」を「第三十七条の十四第二十七項から第三十一項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 調書等を提出すべき者が、政令で定めるところにより所轄の税務署長の承認を受けた場合には、その者は、第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の二第七項、第三十七条の十四第二十五項又は第四十一条の十二第二十一項

若しくは第二十二項の規定及び第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該調書等の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

第四十二条の三第一項中「第九十五条」を「第九十五条又は第一百六十五条の六」に、「同条の」を「これら」に改め、同条第四項第二号中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十四第十七項」を「第三十七条の十四第二十七項」に改める。

第四十二条の四第一項中「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第一百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「法人税法」を「同法」に、「の規定」を「、第一百四十四条及び第一百四十四条の二の規定」に改め、同条第九項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 増加試験研究費の額（当該法人の当該事業年度（設立事業年度を除く。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から当該法人の比較試験研究費の額を控除した残額をいう。以下この号において同じ。）が当該比較試験研究費の額の百分の五に相当する金額を超える場合、かつ、当該試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合、当該増加試験研究費の額に百分の三十（増加試験研究費割合（当該増加試験研究費の額の当該比較試験研究費の額に対する割合をいう。以下この号において同じ。）が百分の三十未満である場合には、当該増加試験研究費割合）を乗じて計算した金額第四十二条の四第十一項中「第六十六条第一項から第三項まで」を「第六十六条第一項及び第二項」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え、「、第四十二条の十二の三第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を「及び第四十二条の十二の三第五項」に改め、同条第十二項第八号中「同法第百四十二条第一号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する」に、「同法第二条第六号」を「同条第六号」に改め、同条第十七項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と、」と

あるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項又は第九項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第一百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項又は第九項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第一百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項」と、同法第一百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項」とする」に改め、

同条第十八項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改める。

第四十二条の四の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により読み替えた前条第三項又は第七項の規定の適用を受ける場合の同条第十五項の規定の適用については、同項中「第七項の」とあるのは「第七項（これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「又は第六項」とあるのは「又は第六項（これらの規定を同条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同条第六項」とあるのは「同条第六項（これらの規定を第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第四十二条の五第一項第一号ハを削り、同号ニ中「イからハまで」を「イ及びロ」に改め、同号ニを同号ハとし、同条第二項中「次条第二項、第三項及び第五項」を「次条第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並び

に第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に、「供したエネルギー環境負荷低減推進設備等」を「供した当該エネルギー環境負荷低減推進設備等」に改め、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「次条第五項」を「次条第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え、「、第四十二条の十二の三第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を「及び第四十二条の十二の三第五項」に改め、同条第六項中「及びハ」を削り、同条第十三項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第一百四十四条中「と、」とあるのは「と、法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の五第二項又は第三項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第一百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の五第二項又は第三項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を

控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項」とする」に改め、同条第十四項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改める。

第四十二条の六第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「（次項）の下に「及び第七項」を加え、「。次項」を「。第七項」に改め、同条第十二項中「第五項」を「第十二項」に、「第三項」を「第九項」に、「第十項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十一項中「第五項の」を「第十二項の」に改め、「法人税法」の下に「及び地方法人税